

四万十・足摺エリア（幡多地域）観光圏協議会規約

平成21年1月30日制定

第1章 総則

（名称）

第1条 この協議会は、四万十・足摺エリア（幡多地域）観光圏協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（事務所）

第2条 協議会は、事務所を高知県土佐清水市寿町 11-16（土佐清水商工会議所内）に置く。

（目的）

第3条 協議会は、民間事業者及び各種団体、行政機関等の連携並びに観光地相互間の連携によって観光圏を形成し、その観光の魅力の増進を図ることによって、圏域外からの観光旅客の来訪及び滞在を促進することを目的とする。

（業務）

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- （1）観光圏整備計画の策定に関する業務
- （2）観光圏整備実施計画に関する業務
- （3）観光圏整備事業補助事業に関する業務
- （4）その他協議会が定める業務

第2章 構成員等

（協議会の構成員）

第5条 協議会の構成員は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 各構成員は、その組織を代表する委員を一名選出することができる。

（届出）

第6条 構成員は、その氏名及び住所（構成員が団体の場合については、その名称、所在地及び代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届けなければならない。

第3章 運営等

(協議会の運営)

第7条 協議会に会長をおき、地方公共団体構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合は、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 協議会は原則として公開とする。
- 5 協議会の事務局は、土佐清水市観光課において処理する。

(幹事会)

第8条 協議会は、業務その他協議会の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会をおくことができる。

- 2 幹事会は、委員その他協議会が必要と認めた者を幹事とすることができる。
- 3 幹事会は、必要に応じて関係者を招集し、意見を聞くことができる。

第4章 総会

(総会の種別)

第9条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、総会に出席した委員の中から選出する。
- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、委員からの申し出などにより、会長が必要と認めたときに開催する。

(総会の議決方法等)

第10条 総会は、委員現在数の過半数の出席がなければ成立しないものとする。

- 2 委員は、総会においてそれぞれ一個の議決権を有する。
- 3 総会は、委員からの委任状の提出をもって出席とみなすことができるものとする。

(協議結果の取扱い)

第11条 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

(議事録)

第12条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 委員の現在数、当該総会に出席した委員数、当該総会に出席したとみなされた者の数及び当該総会に出席した委員の氏名
 - (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、第 2 条の事務所に備え付けておかなければならない。

第 5 章 業務計画

(業務計画)

第 1 3 条 協議会の業務計画は、会長が作成し、業務開始前に総会の議決を得なければならない。

2 前項の業務計画を変更しようとする場合についても、同様とする。

第 6 章 会計

(事業年度)

第 1 4 条 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

(資金)

第 1 5 条 協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 国土交通省観光庁からの補助金 (観光圏整備事業費補助金)
- (2) 高知県からの負担金等
- (3) 圏域内市町村からの負担金等
- (4) 観光圏整備事業を実施する事業者からの負担金等
- (3) その他の収入

(資金の取扱い)

第 1 6 条 協議会の資金の取扱い方法は、別に会計処理規定で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第 1 7 条 協議会の事務に要する経費は、第 1 5 条の資金をもって充てる。

(収支予算)

第18条 協議会の収支予算は、事務局が作成し、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

第7章 代表者

(代表者)

第19条 総会の決定に基づき、観光圏整備費補助事業の業務を執行するために代表者を置く。

2 協議会の代表者は、次に掲げるものとし、観光圏整備費補助事業の代表者とする。
土佐清水商工会議所

(監査等)

第20条 事務局は、毎事業年度終了後、観光圏整備費補助事業の代表者に対し、当該補助事業に関する監査を実施しなければならない。

2 事務局は、監査終了後において、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

第8章 雑則

(細則)

第21条 観光圏整備事業費補助金交付要綱その他この規約に定めるものの他、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成21年1月30日から施行する。